

2015年5月26日（火）執行委員会決定

【審議事項】

3. 組合規約細則の改定について

【決定内容】

組合規約細則に以下の第13条の2、及び、附則を追加する。

（役員の任期）

第13条の2 規約第20条第1項の役員の任期は、定期大会終結時から次の定期大会終結時に至る期間とする。

附則（2015年5月26日）

1. 改正 第13条の2
2. この規則は、成立の翌日から施行する。

【決定理由】

2010年7月28日執行委員会において以下のように決定し、その後、当該決定内容で運用して来ましたが、規則上で明記していないことから、組合規約細則に条文を追加します。

なお、任期の期間については、運営上の問題により定期大会～翌年度定期大会の期間が「1年間」とならないケースもあることから、定期大会～翌定期大会の「期間」であることを明示します。

4. 組合規約の解釈について

【決定内容】

組合規約第20条第1項の「役員の任期は、大会から次の大会に至る1年間とする」との条文は、「役員の任期は、大会終結時から次の大会終結時に至る1年間とする」と解釈するものとする。

なお、組合規約の改定は、大会が発議し、組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意が必要であり、他方、組合規約細則の改定は執行委員会決議となります。